

# 税

## 平成29年度市税納期限のお知らせ は納期限までに納めましたよう

問い合わせ  
総務部税務課(庁舎1階)  
☎43・0398

### 税金を納める方法

市税は、加東市からお届けする納付書により、市税取扱金融機関や市役所で、定められた納期限までに納めてください。口座振替を利用いたただくと、納期限ごとに金融機関などへ出向いていただく必要がなく、便利です。一度手続きを済ませたら、翌年以降も継続して自動振替されます。

また、納付書でのお支払いでは、全国の主要コンビニエンスストアで全税目の市税を納めることができます。休日・夜間を問わず納付いただけますので、ぜひご利用ください。ただし、利用期限を過ぎてしまった場合や、納付金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは取り扱えません。市税取扱金融機関または市役所で納めてください。



### 税金が納められない場合は...

納税相談  
さまざまな事情で納期限内に納めることができない場合は、早めに税務課へご相談ください。

### 滞納処分

納期限までに納められた方との公平を保つとともに、市の大切な収入を確保するために、滞納者には、財産(不動産・動産・給料・預貯金・年金など)の差し押さえ、また、差し押さえた財産の公売を実施し、未納市税に充当します。

### 督促について

納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に『督促状』を発送します。督促状1通について、本来納めるべき税額とは別に、100円の督促手数料をいただきます。

### 延滞金(105円)

延滞金は、納期限を過ぎると、本来納めるべき納税額のほかに、期

間に応じた延滞金も必要となります。

### 計算方法

延滞金は次の①と②を合算した金額です。  
①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、税額に各年の特例基準割合に年1%を加算した割合で算出した金額。  
②平成29年中の割合は、特例基準割合(1・7%) + 1% = 2・7%です。  
平成28年中の割合は2・8%でした。

①納期限の翌日から1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に、延滞金の割合(特例基準割合に年7・3%を加算)を乗じて算出した金額。  
※平成29年中の割合は、特例基準割合(1・7%) + 7・3% = 9・0%です。  
平成28年中の割合は9・1%でした。

### 平成29年度 市税の納期限

|                | 5月            | 6月            | 7月            | 8月            | 9月            | 10月            | 11月            | 12月            | 1月            | 2月            |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 軽自動車税          | 全<br>5/31(水)  |               |               |               |               |                |                |                |               |               |
| 市民税・県民税        |               | 1期<br>6/30(金) |               | 2期<br>8/31(木) |               | 3期<br>10/31(火) |                | 4期<br>12/25(月) |               |               |
| 固定資産税<br>都市計画税 | 1期<br>5/31(水) |               | 2期<br>7/31(月) |               | 3期<br>10/2(月) |                | 4期<br>11/30(木) |                |               |               |
| 国民健康保険税        |               |               | 1期<br>7/31(月) | 2期<br>8/31(木) | 3期<br>10/2(月) | 4期<br>10/31(火) | 5期<br>11/30(木) | 6期<br>12/25(月) | 7期<br>1/31(水) | 8期<br>2/28(水) |

### まちかど体操教室に、あなたも参加しませんか?

『まちかど体操教室』は、高齢者の方の筋力低下による転倒・骨折の防止、認知症・閉じこもり予防を目的とした事業です。週1回、約30分間、地域の仲間と一緒に簡単な体操をすることで、心と体の健康を保ちます。  
現在、市内53地区で教室を開催し、1,150人が参加中！まだ参加していない方は、ぜひ参加してください。  
教室の開催日時、開催場所は、高齢介護課までお問い合わせください。  
問い合わせ 福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440



## 軽自動車税の減免制度のお知らせ



身体障害者手帳等(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方が使用される軽自動車について、次の要件の両方を満たす場合に税を減免する制度があります。(身体障害者手帳等をお持ちの方1人につき1台)。

### 減免の要件

①身体障害者手帳等をお持ちの方、または身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくする方が所有していること。

②身体障害者手帳等をお持ちの方、または身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくする方、身体障害者手帳等をお持ちの方を常時介護している方のいずれかが運転していること。

※同一世帯以外で、常時介護している方が運転している場合は、軽自動車を所有している方の世帯全員が、身体障害者手帳等をお持ちの場合に限りま



### 必要書類

- ①軽自動車税減免申請書(身体障害者等用)
- ②身体障害者手帳等の写し
- ③自動車検査証の写し
- ④運転免許証の写し
- ⑤納税義務者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ⑥認印(スタンプ印不可)

※①の減免申請書は、加東市役所税務課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
申請期限 5月31日(水)

### ご注意ください!

- 普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車税の減免は受けられません。
- 前年度に軽自動車税の減免を受けられた方で、前年度の申請内容から変更がない場合は、申請不要です。

### 軽自動車等の構造に 対する税の減免について

障がいを持たれている方が利用されるための構造を持つ車両(車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車等)は、どなたが所有されている場合でも申請により減免の対象となります。

### 必要書類

- ①軽自動車税減免申請書(構造減免用)
- ②自動車検査証の写し
- ③構造変更の内容を確認できるもの(自動車検査証で確認できる場合は不要です)
- ④納税義務者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ⑤認印(スタンプ印不可)

### 申請期限

5月31日(水)



申し込み・問い合わせ  
総務部税務課(庁舎1階)  
☎43・0396

## 「女性のがんと」個別検診 検診料を助成します

加東市では、1人でも多くの方に女性のがんと検診(子宮頸がん・乳がん)を受けていただくため、個別検診を受診される方を対象に、検診料の一部を助成します。子宮頸がんは20歳代から、乳がんは40歳代から50歳代に特に多く発症しています。早期発見のため、ぜひ受診しましょう。



### 対象者

加東市に住民登録がある女性のうち、平成30年4月1日現在で次の年齢にある方

- 子宮頸がん検診 20歳以上の偶数年齢の方
- 乳がん検診 40歳以上の偶数年齢の方

※今年度(平成30年)に集団検診を受け方、または対象者に5月末にお届けする無料クーポン券で検診を受ける方は対象外です。

### 個人負担金

- 子宮頸がん検診 1,500円
- 乳がん検診 2,300円(40歳代) 1,800円(50歳以上)

### 受診病院

加東市民病院

### 申込方法

加東市民病院(☎42・511)へ電話でお申し込みください。

### 申込期間

5月19日(金)～5月31日(水)

### 受診期間

6月1日(木)～平成30年2月28日(水)

※いずれの検診も、後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受給している方は無料です。

※受診当日は、印鑑と本人確認ができるもの(保険証・運転免許証など)を持参ください。

### 問い合わせ

市民生活健康課(庁舎2階)  
☎43・0435